

生駒市条例第32号

生駒市立幼稚園保育料徴収条例及び生駒市立保育所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年9月28日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市立幼稚園保育料徴収条例及び生駒市立保育所条例の一部を改正する条例

(生駒市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正)

第1条 生駒市立幼稚園保育料徴収条例(昭和25年4月生駒市条例第16号)

の一部を次のように改正する。

別表第1備考第2項中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号の」を削り、「、同法」を「、地方税法」に、「ものとする」を「ものとし、保護者等が当該所得割の賦課期日において指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有していた者であるときは、当該保護者等は、当該所得割の賦課期日において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有していた者とみなす」に改め、同項を同表備考第3項とし、同表備考第1項の次に次の1項を加える。

2 この表の市町村民税の課税又は非課税の別及び所得割(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。以下同じ。)を計算する場合には、保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者(以下「保護者等」という。)が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該保護者等を同項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなして、同法第295条第1項(第

2号に係る部分に限る。)並びに第314条の2第1項(第8号に係る部分に限る。)及び第3項の規定を適用する。この場合において、同項中「寡婦のうち同号イに該当する者」とあるのは、「寡婦」とする。

- (1) 婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもののうち、扶養親族(地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族をいう。別表第2において同じ。)又は規則で定める生計を一にする子(以下「生計を一にする子」という。)を有するもの
- (2) 婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもののうち、生計を一にする子を有し、かつ、前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。別表第2において同じ。)が500万円以下であるもの

別表第2備考中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同表備考第7項中「地方税法第292条第1項第2号の」を削り、「、同法」を「、地方税法」に、「ものとする」を「ものとし、保護者等が当該所得割の賦課期日において指定都市の区域内に住所を有していた者であるときは、当該保護者等は、当該所得割の賦課期日において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有していた者とみなす」に改め、同項を同表備考第8項とし、同表備考第6項の次に次の1項を加える。

- 7 この表の市町村民税の課税又は非課税の別及び所得割を計算する場合には、保護者等が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該保護者等を地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなして、同法第295条第1項(第2号に係る部分に限る。)並びに第314条の2第1項(第8号に係る部分に限

る。)及び第3項の規定を適用する。この場合において、同項中「寡婦のうち同号イに該当する者」とあるのは、「寡婦」とする。

(1) 婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもののうち、扶養親族又は生計を一にする子を有するもの

(2) 婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもののうち、生計を一にする子を有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下であるもの

（生駒市立保育所条例の一部改正）

第2条 生駒市立保育所条例（昭和30年3月生駒市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表備考中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、同表備考第6項中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の」を削り、「、同法」を「、地方税法」に、「ものとする」を「ものとし、保護者等が当該所得割の賦課期日において指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下この項において同じ。）の区域内に住所を有していた者であるときは、当該保護者等は、当該所得割の賦課期日において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有していた者とみなす」に改め、同項を同表備考第7項とし、同表備考第5項の次に次の1項を加える。

6 この表の市町村民税の課税又は非課税の別及び所得割（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。以下同じ。）を計算する場合には、保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者（以下「保護者等」という。）が次の各号のいずれかに該

当する者であるときは、当該保護者等を同項第 1 1 号に規定する寡婦又は同項第 1 2 号に規定する寡夫とみなして、同法第 2 9 5 条第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）並びに第 3 1 4 条の 2 第 1 項（第 8 号に係る部分に限る。）及び第 3 項の規定を適用する。この場合において、同項中「寡婦のうち同号イに該当する者」とあるのは、「寡婦」とする。

(1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもののうち、扶養親族（地方税法第 2 9 2 条第 1 項第 8 号に規定する扶養親族をいう。）又は規則で定める生計を一にする子（次号において「生計を一にする子」という。）を有するもの

(2) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもののうち、生計を一にする子を有し、かつ、前年の合計所得金額（地方税法第 2 9 2 条第 1 項第 1 3 号に規定する合計所得金額をいう。）が 5 0 0 万円以下であるもの

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第 1 条の規定による改正後の生駒市立幼稚園保育料徴収条例及び第 2 条の規定による改正後の生駒市立保育所条例の規定は、平成 3 0 年 9 月分の保育料から適用し、同年 8 月分までの保育料については、なお従前の例による。